

石川県行政庁舎食堂改装業務に係る仕様書

1 業務の目的

「石川県行政庁舎食堂改装業務」（以下「本業務」という。）は、石川県庁行政庁舎 2 階の食堂のレイアウトを見直すとともに、食堂の機能は維持しながらワークスペースとしての機能も加えて、食堂の空間を有効活用することによる、職員の業務効率の向上や、コミュニケーションの活性化、ABW (Activity Based Working) の推進、職員の福利厚生の上昇等を目的としている。

上記目的に資するレイアウトプランを策定し、全体の物品の調達及び設置を一体的に受注者が実施することで、合理的かつ効率的な執行体制を確保する。

2 契約期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

3 履行場所

石川県庁行政庁舎（石川県金沢市鞍月 1 丁目 1 番地）2 階食堂

※食堂の営業時間は 11 時 30 分から 13 時 30 分まで

ワークスペースとしての利用は、7 時から 11 時までと 14 時から 20 時までとする。（予定）

4 業務内容

（1）本業務の業務項目

本業務の遂行に当たっては、最新の業界動向、市場や国、地方公共団体等の動向（法制度改正含む。）を踏まえ、専門的視点に立ち行うこと。

ア コンセプト提案

イ レイアウトプラン作成

ウ 什器等物品計画策定（購入及び転用）

エ 物品の調達及び搬入・設置

オ 不要な物品の引き取り

カ その他

※各項目の詳細は、後述する「（2）業務詳細」で示すとおり。

※レイアウト改装に伴う電気工事、電話回線工事、LAN 回線工事及び壁補修工事は本業務には含まない。

※書類・その他の物品（什器以外）の管理、保管、搬出入は本業務には含まない。

（2）業務詳細

ア コンセプト提案

職員の業務効率の向上、コミュニケーションの活性化、ABW (Activity Based Working) の推進、福利厚生の上昇や、「イ レイアウト作成」に記載する県の要望を考慮し、職員に利用を呼び掛けるために効果的なコンセプトを提案すること。

イ レイアウトプラン作成

現状を踏まえ、対象エリアごとに「レイアウト図」及び「立体パース図」を作成すること。

なお、審査会で最優秀提案者に選出された後、県と協議を行い、必要に応じて修正案を作成するなど、十分に調整を行うこと。

躯体図は添付書類を参考にするものとし、下記内容を必要最低条件とし、レイアウトに反映させなければならない。

- ・ 食堂兼執務スペースとして利用されることに留意しつつ、一人から大人数での利用など、多様な利用用途に対応できるレイアウトを提案すること。
 - ・ 自然光を活かす配置や観葉植物等の設置等、光と緑を活用した空間デザインを提案すること。ただし、観葉植物等を設置する場合は、フェイクグリーンに限るものとし、本物の植物の使用は不可とする。
 - ・ 一人席については、一人で快適に利用できる工夫（隣席との間隔の確保や簡易な目隠しの設置など）を施すこと。
 - ・ 複数人用の席については、コミュニケーションを促進する工夫（ソファ席の設置など）を施すこと。
 - ・ 大人数での利用については、食堂利用時間における団体客対応および執務スペース利用時間におけるセミナー等の開催の両面を想定し、最大 40 人が一体的に利用可能となるレイアウトの工夫を示すこと。可動式テーブルや椅子の活用により、柔軟にレイアウト変更が可能な構成とすること。
 - ・ 座席数は 220 席以上を確保すること。ただし、食堂営業時間の実際の着席状況においては、利用者が間隔を空けて着席する傾向があるため、レイアウト設計においては実際に機能する収容人数を意識すること。
 - ・ テーブルの大きさや通路幅等の提案にあたっては、既存の配膳盆（タテ 33cm×ヨコ 44cm）の大きさに留意すること。
 - ・ 日常の清掃・維持管理が容易な素材・構造を選定すること。
 - ・ 電源コンセントを備えたテーブルを配置したエリアを必ず設けること。
 - ・ 給茶機および会計レジについては、移動不可とし、食堂営業時間外での利用者による乱用を避けるための管理方法（カバーの設置など）を提案すること。
 - ・ 対象フロア図に図示した箇所に設置する可動式のパーティションを提案すること。
 - ・ エリア全体を管理するための防犯カメラを複数台設置すること（ただし、防犯カメラはスタンドアローン型の簡易なものでよい。また、国内メーカー製に限る）
 - ・ 快適かつ機能的な空間デザインを提案すること（壁面への什器等の設置は可能だが、壁面の塗装、壁紙による装飾及び天井への什器等の設置は不可。）
 - ・ その他、本件の業務目的を踏まえ、有効なアイデアがあれば積極的に提案すること。
- ※レイアウト変更に伴う電気工事、電話回線工事、LAN回線工事及び壁補修工事は本業務には含まない。
- ※什器以外の物品の管理、保管、搬出入は本業務には含まない。

ウ 什器等物品計画策定（購入及び転用）

上記イの「レイアウト図」に対応した「物品調達・継続使用計画書」を作成すること。

「物品調達・継続使用計画書」には、品目、品名、数量、サイズを明記するとともに、新規調達、継続使用の別を明記すること。

なお、調達する物品の数量は、最優秀提案者の決定後、県との協議により最終的な数量を決定する。

また、調達する物品は、グリーン購入法適合製品であること。

エ 物品の調達及び搬入・設置

上記ウで作成した「物品調達・継続使用計画書」に記載されている新規調達物品を物品搬出入作業実施日までに調達し、上記エの「レイアウト図」のとおり設置すること。

また、継続使用物品については、設置作業にあたり、一時的に食堂から搬出する必要がある場合には、仮置き場に搬出した上で設置すること。

併せて、物品の搬出入作業のスケジュールも提示すること。なお、スケジュールについては、食堂の運営に影響が出ないよう考慮のうえ作成すること。

オ 不要な物品の引き取り

ウで作成した「物品調達・継続使用計画書」において、継続使用しないとした既存物品は、引き取ったうえで適正に処理を行うこと。なお、引き取りに係る費用は全て受注者の負担とする。

また、このとき、カ（ア）のとおり、必要な養生を施すこと。

カ その他

（ア）物品搬出入作業時の養生及び破損時の対応

物品搬出入作業時には、建物や設備を破損しないよう、必要な養生を施すこと。万一、建物等を破損した場合は、県の指示に従い現状復旧すること。

（イ）物品搬出入作業終了後の清掃等

物品搬出入作業終了後、作業場所を清掃するとともに不要となった梱包資材の回収を行うこと。なお、梱包資材の回収日及び回数は、県と協議の上、決定すること。

（ウ）完了検査

物品搬出入作業終了後、速やかに県による検査を受検すること。その際、是正が必要な事項があった場合は、対応期限を明らかにした上で、速やかに是正措置を講じ、改めて県による検査を受検すること。

（エ）完了検査後のアフターフォロー

完了検査後、運用等の使い勝手に不具合が出た場合、県との協議の上、軽微なレイアウト変更等の軽作業を、1回に限り無償で対応すること。

（3）納入成果物

対象フェーズ	成果物	提出期限
レイアウトプラン作成	実施レイアウト図	県と協議の上決定
	立体パース図	
什器等物品計画策定	物品調達・継続使用計画書	
物品の調達及び搬入・設置	物品搬出入作業スケジュール	
	納品書	

※成果物の提出に当たっては、事前に県の確認を受け、承認された上で提出すること。

※本業務における成果物の著作権は県に帰属するものとする。また、受注者は県の承認を得ずに、成果物を公表してはならない。

5 守秘義務

受注者は、業務上知り得た本県固有の機密を本契約の継続中ではもとより、本契約が終了し、又は解除された後においても、第三者に漏洩してはならない。

6 提供資料

受注者は、本契約締結後、業務遂行上必要な資料がある場合、速やかに県に申告すること。県が妥当と判断した場合に限り、資料提供を行うこととする。

なお、提供資料のうち、県ホームページで公開されている以外の資料（以下「機密資料」という。）については、複写・複製を禁ずるとともに、本契約の終了後直ちに県に返還すること。

また、機密資料の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこととし、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

7 留意事項

（1）受注者は、法令はもとより、本県の条例、規則、規程等を遵守し、県が最適な成果を得られるよう本業務を遂行すること。また、必要な事項については、積極的な提案を県に対して行うこと。

- (2) 受注者は、本業務遂行の際、上記の指示事項その他の必要要件について十分協議を行うとともに、県の指示を受けること。また、作業内容等について疑義が生じた場合には、速やかに県と協議の上対応すること。
- (3) 受注者は、成果物に瑕疵が見つかった場合には、本業務完了後においても速やかに県の指示に基づき、関係図書等の改正を行わなければならない。なお、同改正作業に要する費用は、すべて受注者の負担によるものとする。
- (4) 受注者は、本業務完了後であっても、本契約の範囲内における県の問い合わせ等に応じるものとする。
- (5) 本契約期間中は、県の執務時間内（土曜日、日曜日及び休日を除く午前9時00分から午後5時00分まで）に県から常に連絡が取れるようにすること。

8 契約における損害賠償について

- (1) 県又は受注者は、自己の責に帰すべき事由により相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、県と受注者との協議して定めるものとする。
- (2) 受注者は、業務の遂行について、第三者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち県の責に帰すべき事由により生じたものについては、県が負担する。

対象フロア図面(石川県庁行政庁舎2階食堂)

- … レイアウト提案エリア
- … 食堂利用者・事業者の動線確保(1.6m)
- … 食堂利用者・事業者の動線確保(1.0m)
- … 可動式パーティションの設置

※可動式パーティションについて

- ・ 食堂営業時間外の厨房前スペースへの侵入防止
- ・ メインスペースから厨房が見えないように十分な高さのあるものを設置
- ・ 食堂営業時間中は、レイアウト提案エリア外へ片づけられるものか、設置場所で収納できるもの

【防犯カメラでの監視必須エリア】

設置目的： 食堂営業時間外の下記の防止

- ・ 厨房前スペースへの侵入
- ・ 給茶機の乱用、異物の混入
- ・ レジ機器の乱用
- ・ 食器返却口へのごみの投げ入れ

食器返却口

レジスペース

厨房前スペース

給茶機

給茶機

メインスペース

